

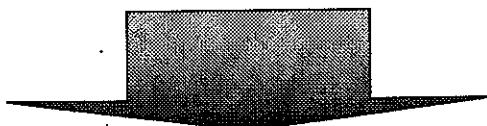
【居室定員について】

これまでの東京都における特別養護老人ホーム整備方針

- 平成20年度まではユニット型での整備を基本としてきた。



- 改築にあたっては、所得の低い高齢者の利用者負担能力に配慮する必要
- 従来型は、限られた土地、限られた地型でも整備可能



- ユニット型を基本としつつ

平成21年度から増築・改築に限り、従来型整備を、

平成22年度から創設の場合、定員の3割を上限に従来型多床室を認める。

その際には、プライバシーに配慮するなど一定の条件のもとに補助対象としている。

<創設については平成26年度着工までの時限的な取扱い>

特別養護老人ホームの居室定員基準について

これまでのユニット型を基本とする東京都の特別養護老人ホームの整備方針は堅持した上で、居室定員基準を条例で定めるにあたっては、居室定員を1名とする省令改正がなされても「居室の定員は4人以下とすること」とする。ただし、定員が2人以上のときについては、入居者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めることを義務付ける。